



監査報告書

令和2年6月18日

学校法人聖泉学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 聖泉学園

監事 安田 勝雄 
監事 堀川 英雄 

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査及び理事の業務執行の状況については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下について業務改善の余地があるので検討されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 人間学部のあり方に関する経営改革委員会の答申を受け、すみやかに評議員会及び理事会に諮り学部学科のあり方及び変更時期を決めること。また、着実に移行するための詳細工程、条件、資金等を整理し推進すること。なお、人員抑制や削減をする場合、教員の資格審査基準に抵触しないよう常に確認し、教育の質を確保すること。
- (2) 前項の決定に従い、必要に応じて先に定めた中長期計画の変更を検討し、すみやかに評議員会及び理事会に諮り確実に実践すること。
- (3) 過去5年間の人間学部の人件費負担は明らかに増大傾向である。その原因の一つとして中途退学者の増加があるので、多面的な原因究明を行い、今期以降目標値を定め有効かつ多様な対策を実践すること。